

日時：令和3年12月16日（木）

午前10時10分から午前11時45分まで

場所：宮城県庁 4階 特別会議室

（オンライン会議併用）

## 配布資料

### 〔議事資料〕

議事（1） 資料1 第五期宮城県ニホンザル管理計画（案）概要

資料2 第五期宮城県ニホンザル管理計画（案）本文

資料3 第五期宮城県ニホンザル管理計画（案）資料

資料4 宮城県ニホンザル管理計画，新旧対照表

資料5 第四期宮城県ニホンザル管理計画及び次期管理計画策定方針【修正版】

資料6 策定方針に対する関係機関からの意見・回答一覧

## 1 開会

（部会長がオンライン不調のため，了承を受けて，事務局が開会宣言を行った。）

## 2 挨拶

（部会長がオンライン会議不調により再接続中のため，省略。本人了承済。）

（事務局より定足数の報告が行われ，委員8名中7名が出席しており，宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により，本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また，会議については原則公開であり，本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。また，以降の進行について，オンライン参加の渡邊部会長に代わり，伊澤副部会長にお願いしたいと提案し，渡邊部会長から了承を頂いた。）

## 4 協議事項

（1） 第五期宮城県ニホンザル管理計画（案）について

副部会長：はじめに，議事（1）第五期宮城県ニホンザル管理計画（案）について，事務局から説明願います。

事務局：（資料に従い説明）

副部会長：今の事務局からの説明について，意見はございませんか。

江成委員（オンライン）：オンライン会議で資料4のファイル共有されていたんでしょうか。事務局の説明がよく分からなくて，また説明も断片的にしかしていないの

で、何がどう変更されたのかが分かりづらく意見を述べるのが難しいのですが、手持ちに資料が全部届いていないので、資料4の新旧対照表を見ることが出来ないのですが、まずは資料がないと議論に参加できないのでそこはきちんとやって欲しいと思います。

それと口頭説明を聞いた範囲で、理解できていない部分がありまして、一番気になったのが目標設定の話で、前回8月部会では「被害額の3か年の平均との比較」は使用しないで、毎年度、指標を立てて目標を作るという説明をされていたと思いますが、それは具体的にどのように目標を作られたのか説明してください。

特定管理計画においては、この目標設定が非常に重要で、目標が達成できていなければ翌年度は見直さなければならないが、今回の管理計画案では、どういう形で指標を設定されるのか具体化しておかないと、市町村の被害対策の成果について判断ができないと思われませんが、それはどのように判断すると事務局は考えているのか教えてほしいです。

渡邊部会長（オンライン）：事務局に代わって、私から申し上げます。これまでの管理計画では目標設定について「過去3か年の平均を下回る」としてきました。そうすると、実際の被害、特に被害額について増減しているかが分からない。

被害（額）は年度によって変動があるため、本来の管理計画の方針としては、被害の低減化が最終目標であることから、その3か年平均との比較という文言を外して、県全体のうち、対象市町の個別事情を勘案して、前年度より被害（額）を下げると判断ができるようにしなくてはならないということになります。

そのため、まだ決まった基準を作っていないが、前後の流れから前年度より被害額を減らすことを検討するというにしましたものです。

江成委員（オンライン）：ちなみにその目標を立てるのは、どの立場の者が立てることを想定しているのでしょうか。県が立てるのでしょうか。

渡邊部会長（オンライン）：それはそれぞれの市町村が個別に立てることになりますね。

江成委員（オンライン）：当年度の被害額の集計後、翌年度はそれ以下の目標を立ててということでしょうか。

渡邊部会長（オンライン）：今のところ、市町村が毎年度の実施計画を策定するなかで、次年度以降の目標を立てていくことになると考えています。

江成委員（オンライン）：被害額については理解しました。前回8月の部会で提案した被害額の算定方法について、（市町村毎の）ブレが激しくて、比較が難しいということですが、かといって特定管理計画を策定する上で、目標を掲載しないということはないだろうし、今後なんらかの指標になると思われそうですが、ニホンザルの対策については、その対策の普及状況の把握が遙かに重要ではないか

と考えます。

例えば、市町内の被害対策普及状況の調査を行い、侵入防止策の設置状況についてどの程度達成されているか。その方が実際問題として被害の軽減に繋がるのではないかと提案していましたが、県として、そこはどのように判断したかお聞きしたい。

事務局：(対策の実施状況について) 前回の部会において、江成委員より詳細な被害状況の把握がなされていないのではないかとご指摘を受けて、県農政部農山漁村なりわい課が農作物等被害対策に関する補助事業を担当していることから、担当間で情報共有に関する協議を進めていましたが、本日の部会で示せる根拠のある数値化を把握するまでには至っておりません。

先ほど、渡邊部会長からご説明いただきましたが、まずは市町の対策実施状況を把握して、図化もしくは表化したうえで、対策の取り組み進捗状況を含め、達成状況効果の検証や成果について、追跡調査を継続して、長期的な被害の低減化となるように努められればと考えております。

辻委員 (オンライン)：ということは、現段階で、県は区域市町の対策普及状況を把握するのは難しいという理解でいいでしょうか。

事務局：お見込みのとおりです。

江成委員 (オンライン)：確認しますが、市町村毎の目標を立てるということは理解できますが、部会で協議しているのは宮城県の特定期間管理計画ですので、市町村には県の方針を示すことが必要で、目標設定を全て市町村毎にあわせて任せてしまうというのは、計画の趣旨に合わないのではないのでしょうか。

もちろん、おおまかな目標設定で、それを参考に市町村毎に実施計画を策定するのは大事なことでありますが、事務局の説明を聞いて、県が市町村に示す方向性がみえてこないと思われる。漠然と被害(額)の軽減とだけ言われても、市町村はそれで計画策定できるのかという疑問がある。それはどのように考えているのか。

事務局：群れの評価レベルに対して、県で毎年調査結果を公表していましたが、市町村の担当部署・担当まで周知が図られていなかったようでして、県の評価レベルに応じた対策と実際の捕獲を含めた防除・被害対策との差が大きかったとの指摘もありました。一部の市町担当者からは、県で、被害対策に関する相談ができる場を設けて欲しいとの要望もあり、捕獲許可権限は市町に移譲されていますが、評価レベルのほか、遊動域調査結果についても市町に周知し、遊動域周辺地域での被害状況把握、江成委員が提案されました状況把握から対策、成果、次期対策への反映など、これら継続性のある分析と実績の積み上げを考えていたところでした。

江成委員（オンライン）：事務局の説明に十分理解ができなかったのだが、他の委員の意見もお聞きしたい。

副部長：では、辻委員，お願いします。

辻委員（オンライン）：細かいところになりますが、資料4新旧対照表の40ページに（3）狩猟者の確保とあり（データ共有化）、改正案をみてみますと、近年の狩猟者人口が増えて若齢化が進んでいると前向きな文章となっておりますが、資料3の資料52ページの狩猟者の推移の図を見ると（データ共有化）、この図を見た感じでは、狩猟者としての絶対数は確かに増加傾向にあるといえますが、わな免許所持者が増加しただけで、第一種銃猟免許所持者はむしろ減少していますね。

若齢化についても、高齢世代が現役を退いて相対的に割合が増えているだけであって、決して楽観的な状況とはいえないと思われます。それを鑑みれば、新旧対照表の表現についてはいかがなものかと個人的に思うのですが、事務局の意見・見解をお聞きしたい。

事務局（課長）：委員の申されますとおり、県自然保護課として、狩猟者の確保育成には非常に重要な課題だとの認識はしております。

近年、資料3の図のように狩猟者人口は増えていると思われますが、ご指摘のとおり、わな免許所持者が増えていることが要因となっております。この傾向を踏まえまして、第五期管理計画案ではそのような表現としましたが、再度検討していきたいと思います。

副部長：辻委員，以上の回答でよろしいですか？松岡委員，お願いします。

松岡委員（オンライン）：江成委員の件に関係しますが、これまで「過去3か年の被害の平均と比較」という目標設定は（被害の長期的減少が）分かりづらいから市町村毎に前年度の実績と比較して、翌年度以降更に被害を低減させていこうという県の方針は理解しました。ただ、江成委員も指摘されていた防除対策の普及状況も把握が大事ではないかということで、自分もその意見には同意します。

そのほかに、地域住民の感情・意識についても、対策や目標に加味されてもいいのではないかと思います。例えば、検証に対するフィードバックについては、どのように県は考えているのか、お聞きしたい。

事務局：管理計画の次期策定にあたって、過去の資料を調べていましたところ、以前は県民へのアンケート調査を実施し、その目撃事例などを伊澤副部長の「宮城のサル調査会」で図示し、調査成果物として県に提出されていた経緯も確認されました。

近年は、県民に直接意見を求めることはしていません、市町担当部署を経由して、被害のあった地域住民などの意見を聞き取る程度に留まっています。

松岡委員（オンライン）：過去のアンケートについては、当時、当部会委員であった自分の意見を取り入れてもらい実施されたと記憶していますが、重要なのは、地域住民の意識は、こういう議論の場になかなか出てこないということです。それを汲み取って計画に反映させるためには、アンケートのような方法で集計してみてもどうかということをご提案したかった。

ニホンザルの防除・被害対策の実施について、県民などにフィードバックすることで、地域住民がその効果をどう感じているかなどについて知る一つの方策だと思うので、過去提案してきましたが、今回はアンケートをとれという提案ではないのですが、せっかく県がこのような部会を設立し、特定鳥獣管理計画を策定し、市町が対策を実施していることについて、被害地域の住民などがどこまでその実情を理解しているかなど、その把握を調査してみるよう管理計画に盛り込んでみてはどうか、と提案します。

事務局：フィードバック方法や意見のとりまとめ・分析については検討していきますが、過去のアンケート実施方法などについて調べ、各委員のアドバイスなどを頂戴できればと考えますので、今後ともご協力をお願いいたします。

松岡委員（オンライン）：アンケートの実施には拘るわけではないので、別の方法で検証できればと考えます。

あと一つ、軽微な話だが、管理計画案中、計画区域として県内でニホンザルが生息する9市町（3市6町）と明記されていますが、令和3年現在では9市町と改めてはどうでしょうか。計画策定後の5年の間に、ニホンザルの遊動域変動の可能性を考慮しますと、生息市町を固定した表現としないが適宜対応しやすいと思われそうですがいかがですか。

事務局：検討して、計画案を修正していきたいと思えます。

副部長：そのほか、岡委員どうぞ。

岡委員（オンライン）：江成委員の発言に関係しますが、県の次期管理計画案では、市町村の立てた実施計画に捕獲などの被害対策を一任してしまうという話に思われたのですが、市町村から示された実施計画案について、この部会内で審議するという事なのではないでしょうか。

事務局：ニホンザルを含めた有害鳥獣対策会議などは、県農政部などで別途実施されているが、これまで、自然保護課担当は参加し意見を述べてこなかったということもありまして、今までは保護管理計画との整合性を図ってこなかったと思われれます。

そのため、先の部会のご指摘を受けて、今後、当該会議などに出席し、評価レベルに応じた対策例えば限定捕獲、全頭捕獲、追い上げや追い払いなどの防護で群れの存続をお願いしていくなどの個別対策を盛り込んで実施計画を策定

してもらおうよう提案していきたいと考えております。

岡委員（オンライン）：追い上げ等の対策と判断される群れであっても、市町が全頭捕獲を希望した場合は、県としてそこで全頭捕獲実施をやめさせられるという理解でよろしいですか。

事務局：県は、実施計画策定の市町に対して（有害鳥獣捕獲の権限移譲により）強制力のある立場ではないですが、近年、市町からは、群れの大規模捕獲によって群れ消滅や他の群れに属する個体も併せて捕獲してしまったことで大幅に個体数を減少させてしまった事例や、捕獲に頼りすぎた被害防止対策について反省しているなどの相談もありまして、県の生息状況調査結果や中間報告を適宜提供し、調査業務受託者の専門的助言も含めた助言等を断続的に対応しており、その成果を本部会に今後示せればと考えております。

副部長：そのほか、ありますか？

渡邊部長（オンライン）：計画案の変更ではないですが、著しい個体数の増加や被害の増加などの記載が計画案にありますけれど、中長期的にみると、ある程度の個体数・被害の抑制なりは認められます。これは、これまで実施してきた対策が成果として現れている証拠であり、継続の重要性が認められることであります。

もし、これまでのニホンザル被害対策を緩めてしまえば、それこそ個体数の著しい増加や被害増加の可能性をはらむことになりかねません。だから今後も被害を減らしていくためには対策を継続して実施していかなければならない。そのような表現で記載することが大事なのではないかと感じました。

事務局：ご指摘のとおり、計画案の表現全体を見直してまいります。

副部長：そのほか、何かありますか？江成委員どうぞ。

江成委員（オンライン）：最初の事務局の説明と、他の委員の質疑で、市町村の実施計画と県の保護管理計画の関わりですが、県が市町村のニホンザル捕獲を止める権限がないとのことでしたけれど、国の有害駆除に関する予算があり、県の個体数調整では予算がないと思われそうですが、これはどの県でも抱えている問題で致し方ないとは思いますが。

市町村の特別措置法による捕獲数に関しても、県の特定計画と摺り合わせなければならぬと明記されているのだから、県の特定計画に縛りを入れておかないと、市町村が捕獲するといったら、県は止められないという話になります。

だからこそ、この特定鳥獣管理計画の部会があるはずなので、宮城県は全国でも類のない長期的な生息状況調査を実施しているというのはすごいことです。評価レベルに応じた対策を取らせることを管理計画で明記しなければ、調査も計画検討もする意味がないと個人的に思ってしまうのですが、県と市町

村の関係もあるようですので、管理計画での縛りかけるといっても難しい面はあると思われます。次の管理計画完成まで時間もないですけど、是非検討して頂きたいという意見というか感想を述べました。以上です。

渡邊部会長（オンライン）：今までの目標の3年間平均というのは、比較するには短すぎて、それで被害額が減ったか増えたかよく分からないということでした。

それを5年なり7年なりの平均をとれば、大体分かってくると思う。事務局と策定方針を協議したなかで、そこまで書かせるべきかは迷いました。

市町村は毎年実施計画を策定するので、これまで当部会の中で提示されてきましたけれども、その内容については、委員から意見が出てきたことがありません。それは、実施内容について正確に把握しきれないということもあるのだろうけれど、県と市町村と捕獲実施者が揃って決めていくしかなかったのかなと思われます。

市町村の実施計画が提示されたときに、現実と乖離するような捕獲予定数などがあれば、そこで指摘できればと考えていました。

だから、敢えて次期管理計画策定方針の段階で、資料5のように文面を修正するよう提案したわけです。

事務局：江成委員のいわれました、評価レベルの毎年積み上げについても、本来はそれに応じた対策を講じるよう、市町に周知していかなければなりませんでした。

渡邊部会長も言われていましたが、次期計画では、市町村の実施計画と県の管理計画との比較検討や、県から助言や協議を続け、それらの実績を積み上げていくことで、地域や群れ毎に、より効果の高い対策が講じられ被害減少が継続する施策に繋がるものと考えておりました。

「評価レベルに応じた対策を市町村に実施させる」部分については、どこまで強調し強制力をもたせられるか、計画案中で文書表現を再検討していきたいと思います。

副部会長：そのほか、ございますか。はい、松岡委員どうぞ。

松岡委員（オンライン）：隣県との関係で、現実的には山形県と福島県ですが、第四期と第五期管理計画案の表記は同じ内容でしたけど、県の連携については、もう少し深く取り組み、例えば担当者会議を行うなど、回数は別として、実施するように提案します。宮城県だけで実施を強く強調するのは難しいと思いますが、県境での保護管理については連絡を取り合っ対策をとっていく必要が絶対出てくると思うので、是非検討していただきたい。

副部会長：今のご意見に事務局、回答はございますか。

事務局：ご指摘の内容を検討し、文面を修正していきたいと思います。

副部長：そのほか、ございますか。はい、松岡委員どうぞ。

松岡委員（オンライン）：意見ということではないが、事務局に聞きたいことがあるのですが、宮城県では60群生息が推定されているとありますが、自分も青森県でニホンザルの調査を実施しております、宮城県は不明群が発生したりしていないのでしょうか。

事務局：事務局よりお答えします。資料4の32ページの表7-1ですが（ファイル共有化）、33ページに続きまして、白石ポピュレーションのうち前振不明群と江志前不明群については、令和2年度の調査で、群れの存在が確認されなかったことから、引き続き調査はしていきますが、群れの評価はなしとさせていただいております。

群れの分裂による新たな群れの発生や発生原因不明で群れが見つかることもありますので、令和2年度については、13群について各1頭ずつですが、GPS首輪を装着して遊動域調査を実施しておりました。

松岡委員（オンライン）：分かりました。金華山の群れを除いて54群いるということですね。毎年発生しているかは分からないけれど、不明群は2～3群あったということですね。これは県内全域での調査ということでしょうか。

事務局：県内の各ポピュレーション内の生息状況調査の結果での報告で、資料4の38ページ表8のとおりですが、不明群ではなく、新たな分裂群との報告が多く、現時点で把握している不明群は、先にお答えした2群となります。

令和2年度では「高倉山B群」が突出して群れの遊動域を大きく移動させたことから、今管理計画に過去にも同様の事例があったことを踏まえて、掲載することとしました。図1-4で図示しておりますが、前回8月部会でもお示ししておりました。

松岡委員（オンライン）：ありがとうございます。

副部長：そのほか、ご意見ございますか。辻委員いかがですか。

辻委員（オンライン）：特にございません。

渡邊部長（オンライン）：江成委員と、私の議論は、論点が違っているんですね。私がいったのは被害額の増減について、それをどう判断していくのかということでした。江成委員は被害を出した群れをどう対応していくのかとは別の問題なんですね。

私は、被害額を減らす方向で、3か年平均で判断する基準を見直そうと地方自治体側で判断できるようにと次期計画策定方針を提案しましたが、それを中長期的に過去5年や10年単位の平均とで比較すれば被害の減少傾向がみえて

くるけれど、過去3年では短すぎると申したわけです。

一方、被害を及ぼす群れの捕獲をどうしていくのか。被害を多く出している群れ、あるいはこれから被害を出しそうな群れ。それぞれ対応が限られてくると思うのですが、限られるというよりは、評価レベルに応じた対応をすべき群れがあるということは事実です。部分的な捕獲など、レベルに応じた対応については管理計画案に記載あったと思うのですが、違いましたでしょうか。

副部長：江成委員，その点はいかがですか。

江成委員（オンライン）：管理計画案の記載内容というよりは、先の事務局の説明の中で、県の管理計画に基づいた実施計画ではなくて、市町に捕獲に関する権限移譲がされており、極論してしまうと市町が捕獲を実施したら県は中止させられないという発言があったので、そのようなスタンスだと市町が言うがまま、捕獲は実施されてしまい、県の管理計画上、保護を前提とした管理にはならないのだろうと懸念した意味も含めて、先の発言をさせてもらいました。

ついでにというところですが、先ほどの被害額等の把握についても、渡邊部会長のご指摘のとおりもあるかなと思います。同時に、宮城県内の農作物等の被害状況の把握もどうされているのか、少なくとも自然保護課ではなく農業政策部門で把握されていると思います。

3年ほど前の農林水産省の通達で、自家用農作物の被害については、集計に含めないようにと指示が来ていたはずで、その対応が市町村によって差があって、現時点では、それらが混在していて正しい数値の把握がされにくくなってきていると指摘され始めてきているようです。

ですので、被害額の読み解き方が難しくなってきたり、市町村がまとめて報告して県のどの部署かでとりまとめて集計すると思うのですが、被害額の変動傾向については、渡邊部会長の申されるとおり、中長期的な視点でみていくべきだと思いますが、そのなかでも県の集計方法の統一化を図らないと、通達の影響でその前後でも集計に差が生じてきているという状況だと聞いているので、関係部署、農林水産関係課なのかもしれませんが、今後調整してもらえればと思います。後半は渡邊部会長のお話とは違いましたが、そういう思いです。

副部長：ありがとうございました。渡邊部会長，今の意見に何かございますか。

渡邊部会長（オンライン）：江成委員の仰るとおりで、どこの県でも混乱していますし、集計に関する基準というものがまだないようなんですね。どこかの県が先駆的に実施して基準を作るのを待っているような状態だと思います。是非、宮城県でもそこら辺を考えていただきたいと思います。

副部長：それではほかに何かございますか。

渡邊部会長（オンライン）：管理計画案29ページ「③対策の実施に関する注意事項」で「追い上げ」これはかなり効果を出すのが難しいですね。

川沿いに逃げられてしまうと群れを散らしてしまうので、川沿いの草地を刈り取って隠れ場所をなくすなど補助的な手段も必要だと思います。周辺地形や特徴にもよりますが、捕獲以外の「追い上げ」にはそういった手法も検討して取り込むべきだと思います。

そうは申しても、人手も掛かることですし、実施はなかなか難しいと思われるのですが、是非、実施に向けて検討し努力していただきたいと思います。

副部会長：この点について、他の記載内容についてでも結構ですので、意見はございますか。

渡邊部会長（オンライン）：気がついたので申し上げます。細かい部分ですけれども、資料3資料の41ページ中「群れの分裂」ですけれども、文中「個体数が急増」とありますが「個体数の増加」と表現を改めてほしい。よろしいですか。

副部会長：ほかにございせんか。それでは私から一言。

渡邊部会長の発言に補足させてもらいますが、宮城県を含めた他の地域も同様ですが、最近、野生動物は川沿いを異様に移動ルートに利用します。いわゆる河畔周囲に田畑ができ、居住地になってきました。そうすると河川区域と住民の生活圏に近い場所に絶壁に近い壁があり、そこをサルの群れが移動する。クマが利用する。すると獣道ができてシカやイノシシが利用するという問題が現実にあります。その状況にどう対応していくべきかが求められていると思います。ほかに何かございせんか。

江成委員（オンライン）：いいでしょうか。最初に話をさせてもらったところですが、目標設定について、数値化するのは難しいという話で状況は理解しましたが、被害対策状況の普及率把握について、情報が少ないという話でしたが、農林水産部署では実施補助事業の関係で例えば電気柵の設置面積などは把握され確実に情報は持っているはずで、個人として設置しているのは別にしても、農作物等生産者の設置情報がないはずはない。宮城県での補助状況は存じ上げないが、殆どは県または市町村の補助事業に基づいた設置と思われるので、補助総額は分からないけれども、補助申請の算定の段階で年度毎の状況は確実に持っていると思われるので、もちろん設置後の被害防止効果や被害の軽減については調査しないと判明しないでしょうが、新規導入についてはどのくらいあるのかその情報は最低限、農林水産部署で持っているので内容を把握しておくべきなのと、被害対策の普及の部分では、研修・指導の部分もどの地区でどのように実施されているのかも、把握の中に盛り込んでいくべきなのかなと思います。

結局のところは繰り返しになりますが、指標作成のポイントになるのは地域集落毎の対応だと思いますので、侵入防止策とか森林管理について実現の可否

についても把握できる体制を作る。もちろん、管理計画の中身ではなく、農林水産部署内で管理していくそのどちらでも問題はないと思うが、県内の把握が不十分であれば、今の問題解決から抜け出すのは難しいのではないかと思いますので気になっています。

あと、市町村の生活被害、サルの場合は人身事故まで至っていないのだと思いますが、群れの加害レベルが上がってくればそういう事例が発生する可能性はありますので、今後5年間の管理計画中には、もっと表面化してくる話でしょうから、対策と対応についてもどうしていくのかを管理計画か、担当部局が違うかもしれないが、農業被害以外の生活被害に関する把握と対策についても求められてくると考えられます。

これらに対する目標設定みたいなのも、考える時期に来ているのではないかと思います。できれば今回の管理計画案に盛り込んでもいいのですが、策定・実施まで時間的余裕はないと思うので、そうした統計情報を集めていくとか、担当部局が違うと難しいのかもしれませんが、是非連携して対応してくれればと思います。以上です。

副部会長：ありがとうございました。ほかになにかございますでしょうか。

副部会長：それでは、ここまで狩猟者の数の増減とか、住民の意識調査とか、被害額の地域差の把握であるとか、いくつか重要な問題の意見等が出ましたが、それらの意見を基に、事務局において修正を行ってもらい、修正内容の確認については渡邊部会長に一任ということによろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声)

異議がございませんでしたら、本日のニホンザル部会を終了させていただきますが、すみません。(2)その他について、事務局からお願いします。

## (2) その他

事務局：それでは、事務局から今後のスケジュールについて、皆様にご連絡させていただきます。

この後、12月24日金曜日には親会、12月27日には宮城県自然環境保全審議会で審議を行うこととしております。令和4年1月以降に、関係機関の意見照会やパブリックコメントを実施したうえで、本日いただいたご意見を踏まえて計画案の修正を行い、3月下旬に再び、県自然環境保全審議会を開催いたしまして答申をいただいて、次期計画を決定し、公告・公表をする予定としております。事務局からは以上となります。

副部会長：以上で、本日の議事はすべて終了といたします。円滑な議事の進行にご協力

いただき、様々な貴重なご意見ありがとうございました。  
それでは、事務局に進行をお返しします。

事務局：伊澤副部長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。本日いただきました御意見を今後の事業に活かしてまいりたいと存じます。開催時、パソコンのトラブル等オンライン会議の不手際がございまして、ご迷惑をお掛けいたしまして、改めてお詫びを申し上げます。

それでは以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンザル部会の一切を終了いたします。

オンラインでご出席の委員の皆様におかれましては、パソコン上から退室ということでお願いいたします。本日はありがとうございました。